

2023年11月1日

各位

管理会社名 ブラックロック・ジャパン株式会社
代表者名 代表取締役社長 有田 浩之
問合せ先 法務部 坂井 瑛美
(TEL. 03-6703-7940)

上場ETFの約款変更のお知らせ

ブラックロック・ジャパン株式会社を委託会社とする下記ファンドにつきまして、下記の通り約款変更を行うことを、本日決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の対象となるファンド名称（銘柄コード）
 - i シェアーズ・コア Jリート ETF (1476)
 - i シェアーズ グリーンJリート ETF (2852)
 - i シェアーズ 米国リート ETF (1659)
 - i シェアーズ オートメーション&ロボット ETF (2522)
 - i シェアーズ MSCI 日本株最小分散 ETF (1477)
 - i シェアーズ MSCI ジャパン高配当利回り ETF (1478)
 - i シェアーズ MSCI ジャパン SRI ETF (2851)
2. 変更の内容
成長投資枠NISAに適合するよう、投資制限を変更します。
当該約款変更の詳細については、別紙の新旧対照表をご参照ください。
3. 約款変更と書面決議の手続き等
当約款変更は、重大な約款変更には該当しないため、書面決議は行いません。
4. 変更の日程
約款の届出日 2023年11月9日
約款変更日 2023年11月10日

別紙 約款 新旧対照表

追加型証券投資信託 「i シェアーズ・コア J リート ETF」

新	旧
運用の基本方針	運用の基本方針
2. 運用方法 (3) 投資制限 ①～③ (省略) ④ <u>以下に定める目的により投資する場合を除き、 デリバティブ取引 (法人税法第61条の5で定め るものをいいます。) を行ないません。</u> I <u>当投資信託が投資の対象とする資産を保有した場合 と同様の損益を実現する目的</u> II <u>当投資信託の資産または負債に係る価格変動および 金利変動により生じるリスクを減じる目的</u> III <u>当投資信託の資産または負債について為替相場の変 動により生じるリスクを減じる目的</u>	2. 運用方法 (3) 投資制限 ①～③ (省略) (新設)

追加型証券投資信託 「i シェアーズ グリーン J リート ETF」

新	旧
運用の基本方針	運用の基本方針
2. 運用方法 (3) 投資制限 ①～③ (省略) ④ <u>以下に定める目的により投資する場合を除き、 デリバティブ取引 (法人税法第61条の5で定め るものをいいます。) を行いませぬ。</u> I <u>当投資信託が投資の対象とする資産を保有した場合 と同様の損益を実現する目的</u> II <u>当投資信託の資産または負債に係る価格変動および 金利変動により生じるリスクを減じる目的</u> III <u>当投資信託の資産または負債について為替相場の変 動により生じるリスクを減じる目的</u>	2. 運用方法 (3) 投資制限 ①～③ (省略) (新設)

追加型証券投資信託 「i シェアーズ 米国リート ETF」

追加型証券投資信託 「i シェアーズ オートメーション & ロボット ETF」

新	旧
運用の基本方針	運用の基本方針
2. 運用方法 (3) 投資制限 ①～⑤ (省略) ⑥ <u>以下に定める目的により投資する場合を除き、 デリバティブ取引 (法人税法第61条の5に定め るものをいいます。) を行ないませぬ。</u> I <u>当投資信託が投資の対象とする資産を保有した場合 と同様の損益を実現する目的</u> II <u>当投資信託の資産または負債に係る価格変動および</u>	2. 運用方法 (3) 投資制限 ①～⑤ (省略) (新設)

金利変動により生じるリスクを減じる目的 Ⅲ当投資信託の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的	
---	--

追加型証券投資信託 「i シェアーズ MSCI 日本株最小分散 ETF」
追加型証券投資信託 「i シェアーズ MSCI ジャパン高配当利回り ETF」

新	旧
<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法 (3) 投資制限 ①～④ (省略) ⑤ <u>以下に定める目的により投資する場合を除き、デリバティブ取引 (法人税法第61条の5で定めるものをいいます。) を行ないません。</u></p> <p><u>I 当投資信託が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的</u></p> <p><u>II 当投資信託の資産または負債に係る価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的</u></p> <p><u>III 当投資信託の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的</u></p>	<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法 (3) 投資制限 ①～④ (省略) (新設)</p>

追加型証券投資信託 「i シェアーズ MSCI ジャパン SRI ETF」

新	旧
<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法 (3) 投資制限 ①～② (省略) ③ <u>以下に定める目的により投資する場合を除き、デリバティブ取引 (法人税法第61条の5で定めるものをいいます。) を行いません。</u></p> <p><u>I 当投資信託が投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的</u></p> <p><u>II 当投資信託の資産または負債に係る価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的</u></p> <p><u>III 当投資信託の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的</u></p>	<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法 (3) 投資制限 ①～② (省略) (新設)</p>

以上